

令和7年度

監査結果に基づく措置状況集録

瀬戸市監査委員

令和7年度 監査結果に基づく措置状況一覧

実施年月	対象課名	改善、検討事項	措置結果公表日 (公告日)	備考	頁
R7 9	企画部情報政策課	—	—		—
	都市整備部建設課	1 改善事項(1)	R7.10.29		1
10	都市整備部水道課・ 浄水場管理事務所	1 改善事項(1)ア	R7.11.27		2
	教育部図書館	—	—		—
	財政援助団体 (公財)瀬戸市 文化振興財団	1 改善事項(1)ア、(2)ア	R8.3.27	所管課:経済 文化部文化課	3
11	都市整備部下水道課・ 浄化センター管理事務所	—	—		—
	出納室会計課	—	—		—
	小中学校4校 特別支援学校	1 検討事項	R8.4.27	所管課:教育部 教育政策課・学 校教育課	4
12	健康福祉部課 高齢者福祉課	1 改善事項(1)、(2)アイ、(3)ア	R8.4.27		5
	都市整備部農林課	—	—		—
	工事監査	—	—		—
R8 1	市長直轄組織課 防災安全課	1 改善事項(1)ア、(2)ア	R8.6.1		8
	市民生活部課 多様性協働課	—	—		—
	保育園4園	—	—	所管課:健康 福祉部保育課	—
2	健康福祉部健康課	1 改善事項(1)、(2)	R8.4.27		10
	消防本部消防総務課・ 予防課・消防署	1 改善事項(1)アイ	R8.4.27		12
	指定管理者 ハマダスポーツ 企画株式会社	—	—	所管課:経済 文化部スポー ツ課	—
3	市民生活部 コミュニティ推進課	1 改善事項(1)アイ、(2)ア 2 検討事項(1)ア	R8.6.1		14
	健康福祉部社会福祉課	1 改善事項(1)	R8.6.1		16
	都市整備部都市計画課	1 改善事項(1)ア、(2)ア	R8.4.27		17

\* 工事監査 瀬戸市図書館長寿命化(建築)工事(所管課:総務部財政課)

\* 小学校(幡山東、幡山西小学校)

中学校(幡山、光陵中学校)、特別支援学校

\* 保育園(幡山東、幡山南、原山、八幡保育園)

## 別 紙

### 改善事項の措置通知（都市整備部：建設課）

監査期間 令和7年 8月 1日から  
令和7年 9月26日まで

### 第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>随意契約事前公表調書の公表の決裁が、施行伺いの決裁日より前に起案されている。</p> <p>このことは令和5年度の定期監査の際にも類似の注意事項として指摘しており、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p> <p>また、今回の監査で、業務委託契約書（八幡池魚釣り場施設管理業務委託）においても、同様の指摘事項があった。</p>	<p>1 検討事項</p> <p>(1) 瀬戸市契約規則や契約事務のながれをあらためて確認した上で、当該業務マニュアルを見直し、事務が適正に執行できるように改善しました。</p>

## 別 紙

### 改善事項の措置通知（都市整備部：水道課）

監査期間 令和7年 9月 1日から  
令和7年10月28日まで

## 第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 協定書（令和7年度水道施設緊急修繕工事）</p> <p>（ア）現場代理人選任届の様式で、押印が廃止されていない。</p> <p>（イ）協定締結伺いで、協定書案に様式5の添付がない。</p> <p>このことは令和5年度の定期監査の際にも注意事項として指摘しており、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 協定書（令和7年度水道施設緊急修繕工事）</p> <p>（ア）現場代理人選任届の様式の“印”表記を削除し、新様式に改善しました。</p> <p>（イ）協定書案に様式5を添付し、適切な文書に改善しました。</p>

別 紙

改善事項の措置通知（経済文化部：文化課）

監査期間 令和7年 9月 1日から  
令和7年10月28日まで

第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 公益財団法人瀬戸市文化振興財団</p> <p>ア 備品管理について</p> <p>備品の帰属先を確認し、財団のものを特定した後、財団の財務規程に基づき、適正に備品を管理するよう改善されたい。</p> <p>(2) 文化課</p> <p>ア 備品管理について</p> <p>財団の市補助金で購入した備品を受け入れる際には、寄附採納の手続きが必要なので、適正な事務を行うよう改善されたい。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 備品の帰属先を確認し、財団帰属の備品に関して台帳が作成されたことを確認しました。</p> <p>(2) 市の補助金で購入した備品の帰属先は財団であることを確認し、市の備品台帳から削除し改善しました。</p>

別 紙

検討事項の措置通知（教育政策課）

監査期間 令和7年10月1日から  
令和7年11月26日まで

第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 検討事項</p> <p>今回の学校監査で、瀬戸市教育委員会公印規則に定めのない大・小・割印形の学校印が確認され、又、一部は公印として備品登録されている実態が見受けられた。それらの定めのない印について、全校の実態を確認し、公印規則に定めるべきものか、検討されたい。</p>	<p>1 検討事項</p> <p>瀬戸市教育委員会公印規則（以下「規則」といいます。）において公印とは、「公務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするもの」と定義されており、一方で、指摘を受けた学校印は、文書の真正性を担保する目的で押印しているものではなく、単に卒業証書等にデザインとしての要素を持って使用されており、また、卒業証書等には文書の真正性を担保するものとして学校印とは別に規則に規定する校長印が押印されているため、学校印を規則に規定する必要性がなく、今後学校印を使用する予定もないことから、学校印を廃止し、裁断の方法により廃棄することとしました。</p>

別 紙

改善事項の措置通知（健康福祉部：高齢者福祉課）

監査期間 令和7年11月4日から  
令和7年12月25日まで

第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 指定管理事務 水野在宅福祉センター 令和6年度において年度協定の締結伺いで案はあるが原本がない、並びに令和6年度及び令和7年度の事業計画書の承認伺いで、計画書に予算書の添付がないまま事業が進められている。 これは基本協定の規定に従った事務処理とはいいがたいので、適切に事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>(2) 補助金等交付事務 ア 認知症カフェ運営補助金（令和6年度） 補助対象にならない事業に対す</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 令和6年度及び令和7年度の予算書について指定管理者から提出を受け、各年度の事業計画書に添付しました。 事務について確実に引継ぎがなされるよう、水野在宅福祉センターに係る事務マニュアルに、下記「ア」及び「イ」の2点を明記し、事務を担当する係内の全職員でマニュアルを共有しました。また、業務書類を綴るフォルダ内にもマニュアルを格納しました。 ア 年度協定について、必ず締結及び原本の保管を行うこと。 イ 事業計画書に予算等、基本協定で定める事項を記載又は別途資料として添付すること。</p> <p>(2) 補助金等交付事務 ア 指摘事項を把握したうえで、再度、補助対象者にヒアリング等を行い内容を確認しました。</p>

る又は補助金の額及び補助期間の規定によらない交付決定がされている。これは、要綱の規定に従った事務処理とはいいがたいので、適切に事務処理を行うよう改善されたい。

イ 高齢者等見守りシステム体制整備事業補助金（令和7年度）

補助金の額及び補助期間の規定によらない交付決定がされている。

また、支出負担行為決議書が交付決定前に起票され、及び本来交付決定後に交付決定者から提出される書類が、当該決定前に提出されている。

これらは要綱の規定に従った事務処理とはいいがたいので、適切に事務処理を行うよう改善されたい。

(3) 財産管理事務

ア 備品管理において、廃棄手続き

これにより、実績報告書の記入漏れ等の誤りを確認したため、要綱の規定に従った補助期間となるよう補記を行いました。しかしながら、補助金の額については交付決定誤りであったことが明確になったため、補助対象者に誤りを謝罪するとともに、補助金返還を請求し、対応いただきました。

また、要綱についても不明確な箇所が確認されたため、適切な事務処理を実施できるよう要綱改正を行いました。

これにより、適切に事務処理できるよう改善しました。

イ 要綱の規定に沿った事務と、実際の事務の流れについて乖離を起しており、指摘された事項が発生しておりました。

要綱を読み直し確認したところ、令和7年度の交付決定については制度の趣旨に沿って補助金を支出していたことを確認しましたが、要綱規定どおりの事務とはいえないため、課内で検討し、制度の趣旨に沿った形で、かつ、適切な事務処理を執行できるよう要綱の改正を行いました。

これにより適切に事務処理できるよう改善しました。

(3) 課内の物品及び委託先である地域包括支援センター等の物品

がされていないものが確認された。

このことは令和5年度の定期監査の際にも類似の改善事項として指摘しており、適切な事務処理を行うよう改善されたい。

が多数あることから、前回指摘された物品処理について、一部廃棄手続き漏れを確認しました。

そのため、課内及び委託先にある物品すべての確認を再度行い、現存する備品、廃棄された備品の確認を徹底し、その結果を備品管理システムに入力しました。

これにより適切に事務処理できるよう改善しました。

今後は、課内及び委託先における廃棄手続き等を徹底します。

改善事項の措置通知（市長直轄組織 防災安全課）

監査期間 令和7年12月1日から  
令和8年1月29日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 今回抽出した契約事務のうち、以下の事務については、「瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領」に基づき、関係書類に予定価格を事後公表と記載すべきところ、非公表としているものがあった。このことは令和5年度の定期監査の際にも注意事項として指摘しており、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p> <p>(ア) 業務委託契約書（瀬戸市地域強靱化計画改定支援業務委託）</p> <p>(イ) 業務委託契約書（令和7年度瀬戸市防災行政無線（移動系）保守点検業務委託）</p> <p>(ウ) 業務委託契約書（令和7年度瀬戸市コミュニティFM中継局保守点検業務委託）</p> <p>(2) 補助金等交付事務</p> <p>ア 「瀬戸市交通安全推進団体補助金」について、以下のとおり不適切な事務が見受けられた。再</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 度重なる指摘を受け、改めて関係例規及び関係事務取扱要領を確認した上で、非公表としていた契約事務について以下のとおり対応しました。</p> <p>(ア)、(イ)、(ウ)について、予定価格を事後公表とし、契約結果調書を公表しました。</p> <p>(2) 補助金等交付事務</p> <p>ア 改善事項に対して要綱を改正しました。</p>

<p>度、補助金要綱の内容及び運用について、財政担当部署 及び法務担当部署 に確認を行い、要綱及び運用を改善されたい。</p> <p>(ア) 要綱の補助金の補助対象の条文の規定と別表が不整合。</p> <p>(イ) 要綱に補助金額、実績報告の提出期限及び余剰金が出た場合の取り扱いについての規定がない。</p> <p>(ウ) 交付申請書が、要綱に定められた様式と異なる。</p> <p>(エ) 積立金や特別会計がある団体があるが、令和6年度実績報告でその決算書が不足している。</p> <p>(オ) 一団体については、令和6年度実績報告の収支決算書で、申請時の予算書から予算額が大きく変更となっており、その内容について確認されていない。また補助額を超える次年度繰越金が発生しているが、返納等の対応がとられていない。</p>	<p>(ア) 要綱第2条（補助金の交付対象等）の規定及び別表を見直し、整合するよう改善しました。</p> <p>(イ) 要綱第6条（実績報告）及び要綱第7条（交付決定の取り消し又は補助金の返還）に実績報告の提出期限、余剰金が出た場合の取り扱いを規定しました。</p> <p>(ウ) 要綱に定めた交付申請書の様式に訂正しました。</p> <p>(エ) 関係団体に不足していた決算書の提出を依頼し受理しました。</p> <p>(オ)</p> <p>① 収支決算書の内容について団体へ事情聴取し、補助金の全額を過年度返還金として3月9日に市へ納付していただきました。</p> <p>② 要綱第8条（事業変更の承認申請）に、申請時の予算額から計画変更等により執行額に変更が生じた場合は変更申請することと規定しました。</p>
---	--

## 別 紙

### 改善事項の措置通知（健康福祉部：健康課）

監査期間 令和8年1月 5日から  
令和8年2月26日まで

## 第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 指定管理事務</p> <p>今回の監査で、指定管理者が市へ提出し承認を受けていた令和6年度及び令和7年度事業計画の予算額と、指定管理者が自法人用に作成している当初予算額が異なっていることが判明した。また、令和6年度については、その予算書に指定管理料収入の明らかな誤記載があったが、市はそのまま承認している。差異が発生する理由と今後の対応について、状況を整理し、明瞭な指定管理者制度の運用となるよう改善されたい。</p> <p>(2) 財産管理事務</p> <p>令和4年度の指定管理者監査において、所管課である健康課に対し「指定管理料で購入された備品を報告させておらず、市の備品台帳への登録がなされていない。」という指摘をしたが、</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 指定管理事務</p> <p>指定管理者から提出された予算資料と指定管理者の評議委員会で承認された予算資料との確認作業を怠ったことにより、予算額に差異が生じました。今後は、提出資料と承認資料との確認を徹底し、明瞭な指定管理者制度の運用に努めます。</p> <p>(2) 財産管理事務</p> <p>未登録備品については、登録作業を行いました。併せて、全ての備品の確認、登録等の作業を行いました。引き続き適切な備品管理に努めます。</p>

<p>当時対象として示したサーマルカメラが未だ市の備品として登録されていなかった。市の所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、指定管理料で購入された備品についても適切な管理を行うよう改善されたい。</p>	
--	--

別 紙

改善事項の措置通知（瀬戸市消防本部：消防総務課）

監査期間 令和8年1月5日から  
令和8年2月26日まで

第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 業務委託契約書（自家用電気工作物の保安管理業務委託）について、契約約款で、談合その他の不正行為の場合における賠償金に関する条項及び履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する条項がない。</p> <p>このことについては令和4年度の定期監査の際にも注意事項として指摘しており、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p> <p>イ 今回抽出した契約事務のうち、以下の事務については、入札執行伺い、または見積徴収伺いで、通知書に「当該予算が議決されなかった場合は本業務を中止する旨の記載がなかった。このことは、令和4年度の定期監査の際にも一部の契約事務に対し注意事項として指摘してい</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 業務委託契約書（自家用電気工作物の保安管理業務委託）について、契約約款に談合その他の不正行為の場合における賠償金に関する条項及び履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する条項を追記し、契約を締結するよう改善いたしました。</p> <p>イ 令和8年度に予定している契約事務について、再度確認を行うとともに、「消防救急デジタル無線設備保守業務委託」及び「消防庁舎清掃業務委託」については、競争入札の実施に伴い議決前に通知する必要があるため、入札執行伺いに議決されなかった場合に本業務を中止する旨を記載</p>

<p>る。今回抽出した契約事務以外も含めて再度確認を行い、適正な事務を執り行うよう改善されたい。</p> <p>(ア) 業務委託契約書（自家用電気工作物の保安管理業務委託）</p> <p>(イ) 単価契約書（消防本部におけるA3複合機の保守及び消耗品の供給）</p> <p>(ウ) 業務委託契約書（消防庁舎清掃業務委託）</p> <p>(エ) 賃貸借契約書（仮眠用寝具賃貸借）</p> <p>(オ) 業務委託契約書（消防救急デジタル無線設備保守業務委託）</p>	<p>し通知することとし、それ以外の業務については、議決後に見積徴収を行うよう改善しました。</p>
---	--

別 紙

改善事項及び検討事項の措置通知（市民生活部：コミュニティ推進課）

監査期間 令和8年2月 2日から  
令和8年3月26日まで

第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 指定管理事務</p> <p>ア 瀬戸市水野地域交流センター指定管理料            予算変更協議申出書で、添付の収支予算書が他の会計と区別されないまま受理をし、承認している。(令和7年度)</p> <p>イ 瀬戸市下品野地域交流センター指定管理料            (ア) 事業報告書で、添付の収支決算書が他の会計と区別されないまま受理をし、承認している。(令和6年度)            (イ) 予算変更協議申出書で、添付の収支予算書が他の会計と区別されないまま受理をし、承認している。(令和7年度)            指定管理に要する経費については、独立の会計を設け、他の会計とは区別しなければならない。今回抽出した地域交流センター以外も含めて再度確</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 指定管理事務</p> <p>ア 指定管理者に対し、指定管理会計が他の会計と区別するよう指導を行い、令和8年度の収支予算書において改善されたことを確認しました。</p> <p>イ 指定管理者に対し、指定管理会計が他の会計と区別するよう指導を行いました。令和7年度事業報告書及び令和8年度収支予算書において改善されたことを確認しました。</p>

<p>認を行い、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p> <p>(2) 補助金等交付事務</p> <p>ア 瀬戸市地域力向上活動推進補助金（山口も～やっこ地域力協議会）</p> <p>実績報告書に添付されている領収書に不備があるもの。 （多数）（令和6年度）</p> <p>このことは令和5年度の定期監査の際にも注意事項として指摘しており、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p> <p>2 検討事項</p> <p>(1) 補助金等交付事務</p> <p>ア 瀬戸市自治連合会補助金</p> <p>補助金交付要綱で、補助金の対象事業が明確にされていない。</p> <p>市が交付する補助金は、公益上の必要性が高いと認められる場合は勿論であるが、それと共に、有効性、公平性及び妥当性の観点からも判断する必要がある。当該補助金の根拠と性質を踏まえ、昨今の社会情勢や行政需要の変化に応じたものであるか、市民に対し説明責任が果たせるよう、要綱で補助金の対象事業を明確にすることを検討されたい。</p>	<p>(2) 補助金等交付事務</p> <p>ア 補助金交付団体に対し、領収書の宛名や日付など漏れのないよう適正に事務を執り行うように指導を行うとともに、課内での審査体制の見直しを行いました。</p> <p>2 検討事項</p> <p>(1) 補助金等交付事務</p> <p>ア 瀬戸市自治連合会補助金交付要綱について、補助金の対象事業を明記するよう改正しました。</p>
--	--

別 紙

改善事項の措置通知（健康福祉部：社会福祉課）

監査期間 令和 8年 2月 2日から  
令和 8年 3月26日まで

第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>今回抽出した契約事務において、施行伺い、見積徴収伺い、契約結果の公表等で、初歩的な事務の誤り、契約規則、会計事務の手引き等の規定に基づかない処理等が、以前の定期監査で指摘したにもかかわらず繰り返されていた。</p> <p>このことは、管理監督者が担当者への指導の機会を逸したこと、及び後任への引継ぎが適切に行われていないことを裏付ける結果と言わざるを得ない。直ちに要因を見定め、今回指摘した以外の案件についても、決裁時に内容の確認を確実に行うとともに、担当者の指導を的確に行い、さらなる事務能力の向上に取り組み、適正な事務を執り行うよう改善されたい。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務について、初歩的な事務の誤り、規定に基づかない処理等が、過去の定期監査で指摘されたにもかかわらず再発しました。これは、管理職員の指導機会の不足、規定・手引き等の理解不足、後任への引継ぎが適切に行われていないこと等複合的な要因により発生したと考えられるため、以下のとおり改善を図りました。</p> <p>ア 管理職員は、決裁時に内容を確実に確認することを徹底する。</p> <p>イ 管理職員は、決裁内容について、誤りや不明確な点がある場合は、的確な指導を直ちに行う。</p> <p>ウ 契約規則、会計事務の手引き等の内容及び基本的な事務の流れ等確認し、契約事務を行うことを徹底する。</p> <p>エ 引継ぎの強化を図る。</p>

別 紙

改善事項の措置通知（都市整備部：都市計画課）

監査期間 令和8年2月2日から  
令和8年3月26日まで

第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 歳入関係</p> <p>ア 今回確認した歳入関係事務については、下記のとおり適切な債権管理がなされているとは言い難いものが見受けられた。今一度債権管理マニュアル等で各事務の意義を確認し、適正な事務を執り行うよう改善されたい。</p> <p>(イ) 二重に調定決議書を作成し、決裁をした決議書と異なる納入通知書で入金したものの。</p> <p>(ロ) 二重に調定決議書を作成し、一方の調定が未入金のままになっているもの。</p> <p>(ハ) 半年前に許可申請の決裁と共に許可手数料の調定を作成したが、補正となり許可の決裁が下りず、調定決議されないまま放置されているもの。</p> <p>(ニ) 調定決議がされた納入書</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 歳入関係</p> <p>ア</p> <p>(イ) 入金された納入通知書に合致する決議書で手続きを修正するとともに、不要な調定決議書を削除しました。</p> <p>(ロ) 一方の不要な調定決議書を削除しました。</p> <p>(ハ) 申請書の補正が終了し、調定手続きを行いました。</p> <p>(ニ) 納入書を送付し、調定手続きを行いました。</p> <p>(ホ) 今後、納期限の統一及び納入書の写しを調定決議書に添付するよう徹底します。</p> <p>※上記ア(イ)から(ホ)について、今後は上席による定期的な確認も行き、再発防止に取り組みます。</p>

<p>が送付されないまま、納期限を超過しているもの。</p> <p>(㊦) 手数料の納入書を作成する際に、納期限の設定が統一されていない。また、調定決議書に納入書の写しが添付されておらず、納期限を含めた決裁となっていない。</p> <p>(2) 契約事務</p> <p>ア 業務委託単価契約書（「令和7年度 瀬戸市民間木造住宅耐震診断事業」にかかる派遣等業務委託）</p> <p>契約結果調書の公表伺いはあるが、公表されておらず、契約内容に別紙仕様書のとおりとあるが、別紙仕様書がない。</p> <p>公表については令和5年度の定期監査の際にも類似の注意事項として指摘しており、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p>	<p>(2) 契約結果調書を公表するとともに、契約内容に別紙仕様書を添付しました。今後は再発防止のため、課内で契約事務研修を行い、事務能力の向上に努めます。</p>
--	--